

文花子育てひろば指定管理者応募事業者概要

	事業者名	社会福祉法人ベタニヤホーム
1 利用者サービスの向上	(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての利用者の存在を肯定し、多様な子育て親子をありのままを受け止める。 ・親子がのびのびと楽しく過ごせる「居場所づくり」 ・「垣根の低い」相談対応ができるように取り組む。
	(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談、情報提供及び啓発活動を行う。 ・子育て親子が主体的な住民として「笑顔溢れるまち」を実現できるように支援する。
	(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・「なかまほいく」及び「出張ひろば」を実施する。 ・各種相談（健康相談、栄養相談、乳児相談、歯科相談等）の実施 ・ひろばを活用した育児講座・講習会等の実施等 ・妊産婦期からのひろば利用を促し、切れ目のない支援を行う。
	(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、年1回アンケートを実施し、利用者へ最善のサービスが提供できるように努める。 ・「ご意見箱」を設置し、意見・要望に対して回答する。
2 効率的・効果的な施設の運営	(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・評議員会による管理責任の下、学識経験者及び地域住民代表者、施設職員で構成される「文花子育てひろば運営協議会」により運営を行う。
	(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・気候に合わせたエアコンの温度調整を適宜行う。 ・雨水を環境整備等に活用する。 ・グリーンカーテンを屋外に設置する。
	(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料 34,022,000円
	(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・物品等の購入は区内企業を利用する。 ・企業CSRによる各種プログラム実施に努める。
	(5) 利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔、安心・安全な環境を提供する。 ・各事業内容のホームページへの掲載・更新を確実にを行う。また、ホームページのリニューアルを実施し、スマホに対応したものにす。
	(6) 区民との協働の提案がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア及びボランティア団体の支援育成による区民との協働 ・民生・児童委員によるボランティア活動の受入れ ・区内企業等による講座の開催 ・小中学生ボランティアによる活動 ・利用者によるサークル活動
3 事業計画の遂行能力	(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率 H27 88.0% ・経常損益 H27 53,918千円
	(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろば事業：13名体制（常勤職員4名、非常勤職員9名）
	(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての職員に目標管理面接を課し、現有の能力の確認、開発能力の設定を行う。 ・各種相談支援研修への参加機会を増加させる。
	(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が定める個人番号及び特定個人情報取扱規程、個人情報保護規程、セキュリティマニュアル、メール利用の基礎知識を遵守する。
	(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は上級救命講習を受講し、利用者や地域住民の生命を守るように努める。 ・「文花子育てひろばBCPマニュアル」に則り、非常時において職員がそれぞれの役割を確認する。 ・苦情解決第三者委員会規則に則り、解決に向けて対応する。